

市町村税課関係 説明資料

平成26年1月31日(金)

目 次

＜個人住民税関係＞

・給与所得控除の見直し	1
・非課税限度額	3
・寄附金税額控除の規定の整備	4
・平成26年度税制改正(その他の改正事項)	5
・臨時福祉給付金(簡素な給付措置)	10

＜軽自動車税関係＞

・軽自動車税の見直し	12
------------	----

＜国民健康保険税関係＞

・平成26年度改正の主な内容(国民健康保険税)	17
-------------------------	----

＜事業所税関係＞

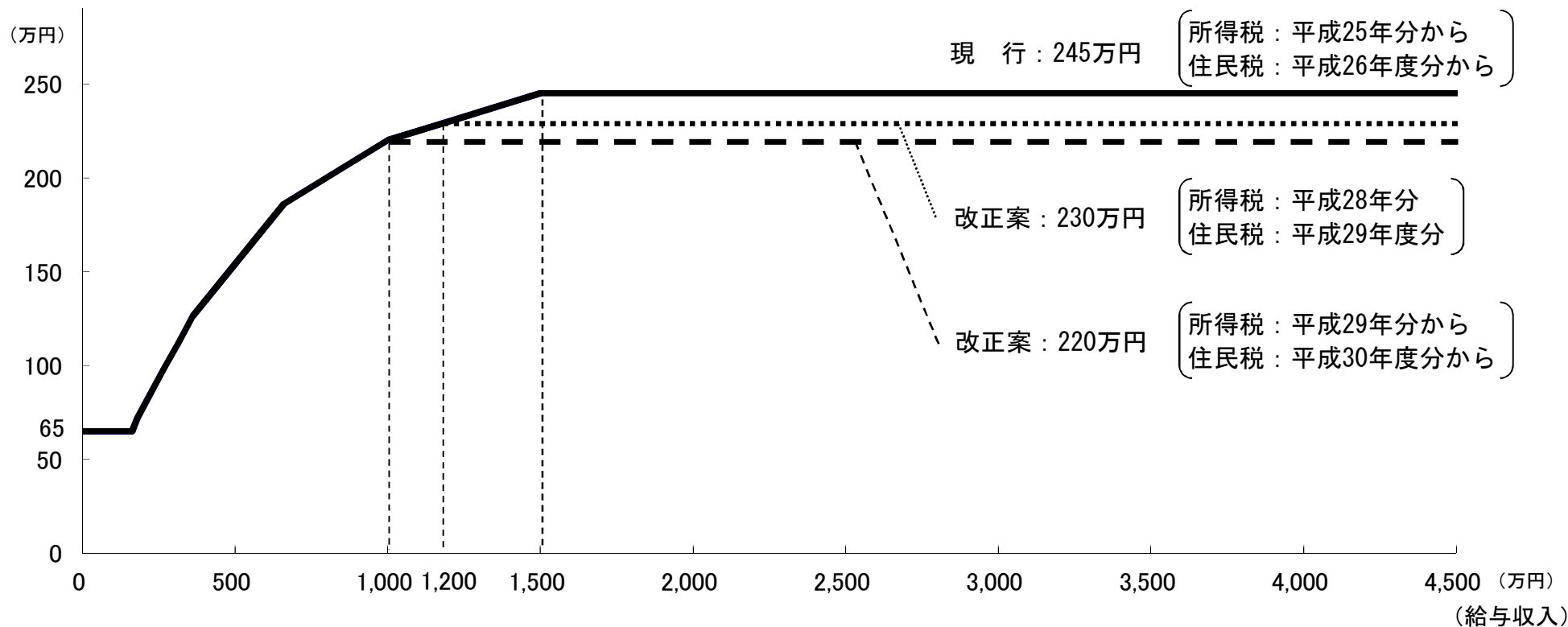
・平成26年度改正の主な内容(事業所税)	20
----------------------	----

個人住民稅關係

高所得層の給与所得控除の見直し（案）

- 給与所得控除については、給与所得者の必要経費（勤務関係経費と考えられる支出額）に比しても、主要国の水準に比しても過大であり、水準の適正化が必要。
 - このため、控除の上限額が適用される給与収入1,500万円（控除額245万円）を次のとおり漸次引き下げる。
 - 平成28年分より 1,200万円（控除額230万円）
 - 平成29年分より 1,000万円（控除額220万円）
- （注） 年分は所得税における年分であり、住民税については次年度分である。

（給与所得控除額）



税制抜本改革法（抜粋）

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」

（平成24年8月22日法律第68号）

（税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置）

第七条

二 個人所得課税については、次に定めるとおり検討すること。

□ 給与所得控除については、給与所得者の必要経費に比して過大となっていないかどうか等の観点から、実態を踏まえつつ、今後、その在り方について検討する。

個人住民税の非課税限度額について

- 個人住民税の非課税限度額制度は、できるだけ多くの住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の「地域社会の会費」的性格を踏まえつつも、低所得者層の負担を考慮し、生活保護基準額程度の所得の方(※)をできるだけ非課税としようとする制度(均等割:昭和51年度創設、所得割:昭和56年度創設)
- 非課税限度額の基準は、均等割については前年の生活扶助基準額を、所得割については前年の生活保護基準額(生活扶助基準額+住宅扶助+教育扶助)を勘案して設定

現行の非課税限度額の基準

均等割	所得金額	≦	基本額 35万円	×	世帯人員数	+	加算額 21万円
所得割	所得金額	≦	35万円	×	世帯人員数	+	32万円

(注1) 所得金額は、給与所得者の場合、収入金額から給与所得控除を引いた後の金額

(注2) 世帯人員数は、本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数

(注3) 加算額は、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算

(注4) 均等割の非課税限度額は、基本額及び加算額に生活保護基準の級地区分に応じて率(1級地:1.0、2級地:0.9、3級地:0.8)を乗じた額を基準として条例で設定

(注5) 所得割の非課税限度額を上回り、所得割が課される者については、「総所得金額-所得割税額」が非課税限度額判定基準を下回らないように調整。

※生活保護法の規定による生活扶助を受けている者は、個人住民税が非課税とされている。

【地方税法(抄)】

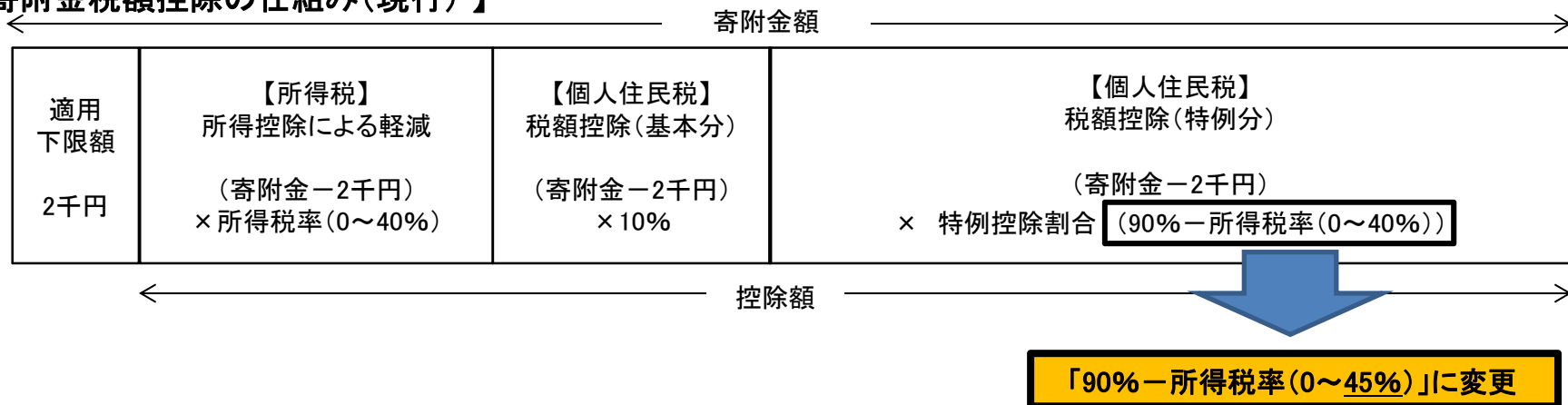
第二十四条の五 道府県は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、道府県民税の均等割及び所得割・・・(中略)・・・を課することができない。

一 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)の規定による生活扶助を受けている者

所得税の最高税率引上げに伴う寄附金税額控除の規定の整備(案)

- 地方公共団体に寄附(ふるさと納税)を行った場合、所得税の寄附金控除と個人住民税の寄附金税額控除により、寄附金額のうち2千円を超える額について全額控除できる仕組みとなっている。
- 平成25年度税制改正において、平成27年分以後の所得税の最高税率が40%から45%に引き上げられたことに伴い、所得税率を用いて算出している寄附金税額控除に係る特例控除割合について所要の規定の整備を行う。

【寄附金税額控除の仕組み(現行)】



【特例控除割合に係る規定の見直し】

<現行>

課税総所得金額(※1)	所得税率	特例控除割合(※2) (90%-所得税率)
195万円以下	5%	85%
⋮	⋮	⋮
1,800万円超	40%	50%



<改正案> 平成28年度以後の個人住民税について適用

課税総所得金額(※1)	所得税率	特例控除割合(※2) (90%-所得税率)
195万円以下	5%	85%
⋮	⋮	⋮
1,800万円超 4,000万円以下	40%	50%
4,000万円超	45%	45%

※1 この場合の課税総所得金額は、個人住民税所得割における人的控除差調整後のもの。
 ※2 平成26年度から平成50年度までの間は、復興特別所得税(2.1%)を加味した割合となる。

○平成 26 年度税制改正（その他の改正事項）

<地方税における租税特別措置等>

〔新設〕

(1) 個人が、その有する債務につき、破産法の規定による免責許可の決定、再生計画認可の決定その他資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であると認められる事由により免除を受けた場合には、当該免除により受ける経済的な利益の額については、各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しないこととする。ただし、当該経済的な利益の額のうち、次に掲げる金額に相当する部分については、この限りでない。

- ① 当該免除を受けた年において、当該経済的な利益の額がないものとして当該債務を生じた業務に係る各種所得の金額を計算した場合に当該各種所得の金額の計算上生じる損失の金額
 - ② 当該免除を受けた年において、当該経済的な利益の額を当該債務を生じた業務に係る各種所得の金額の計算上総収入金額に算入して計算した場合に、その生じる各種所得の金額から純損失の繰越控除により控除すべきこととなる金額
- (2) 「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」において実施することとされた「簡素な給付措置（臨時福祉給付金）」として給付される給付金については、個人住民税を課さないこととする。
- (3) 「好循環実現のための経済対策」において実施することとされた「子育て世帯に対する臨時特例給付措置」として給付される給付金については、個人住民税を課さないこととする。
- (4) 東日本大震災により住宅、家財等又は事業用資産に損失が生じた場合において、被災したこれらの資産に関連する原状回復費用等をその災害のやんだ日から3年以内に支出をすることが困難な事情があるときは、その困難な事情がやんだ日の翌日から3年以内に支出される原状回復費用等を雑損控除及び雑損失の繰越控除又は被災事業用資産の損失の繰越控除の特例の対象となる災害関連支出としてこれらの特例の適用を受けることができることとする。

(注) 上記の改正は、平成 26 年 1 月 1 日以後にした原状回復費用等の支出について適用する。

(5) 東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定の対象となった内国法人（中小企業者に該当するものに限る。）の取締役等である個人でその内国法人の保証債務を有するものが、当該個人の有する資産（有価証券を除く。）で現に当該内国法人の事業の用に供されているものを、同機構の定めた準則に従って策定されたその内国法人に係る債務処理計画に基づきその内国法人に贈与した場合を、債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例の対象とする。

〔延長・拡充等〕

- (1) 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期限を3年延長する。
- (2) 森林法施行規則の改正を前提に、改正後の認定基準により認定を受けた森林経営計画に基づいて山林の伐採又は譲渡をした場合にも、山林所得に係る森林計画特別控除の適用ができることとする。
- (3) 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例について、次の措置を講ずる。

① 公益法人等が寄附を受けた株式等を株式交換等（株式交換等に係る譲渡所得等の課税の特例の対象となる株式交換等に限る。）により譲渡し、その株式交換等により交付を受けた株式を引き続き公益目的事業の用に直接供する場合には、一定の要件の下で非課税特例の継続適用を受けることができることとする。

(注) 上記①の改正は、平成 26 年 4 月 1 日以後に行われる株式交換等について適用する。

② 国税庁長官の非課税承認の要件である寄附者の所得税等を不当に減少させる結果とならないことを満たすための条件に、株式の寄附を受けた公益法人等が当該寄附によりその株式発行法人の発行済株式の総数の2分の1を超えて保有することにならないことを加える。

(注) 上記②の改正は、平成 26 年 4 月 1 日以後に行われる株式の寄附について適用する。

- ③ 非課税承認を受けた寄附財産を有する公益法人等が事前届出を行わずに合併等によりその寄附財産を他の公益法人等に移転した場合に、当該他の公益法人等が移転を受けた財産に非課税承認対象財産があることを知った日から2月以内に届出を行うこと等一定の要件の下で、非課税特例の継続適用を受けることができることとする。
- (注) 上記③の改正は、平成26年4月1日以後に行われる届出について適用する。
- ④ 地方独立行政法人法施行令の改正に伴い、博物館等（博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館をいう。）の設置及び管理の業務を行う地方独立行政法人に対する財産の寄附に係る非課税承認の要件について、他の業務を行う地方独立行政法人と同様の措置を講ずる。
- (注) 上記④の改正は、平成26年4月1日以後に行う財産の寄附について適用する。
- (4) 国等に対して重要文化財等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例について、地方独立行政法人法施行令の改正に伴い次の措置を講じた上、下記②の特例の適用期限を2年延長する。
- ① 非課税の特例の対象に、重要文化財を博物館等（博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館で、博物館法の規定により博物館に相当する施設として指定を受けたものをいう。）の設置及び管理の業務を主たる目的とする地方独立行政法人に譲渡した場合を加える。
- ② 2分の1課税の特例の対象に、重要有形民俗文化財を上記①の地方独立行政法人に譲渡した場合を加える。
- (5) 農業経営基盤強化準備金制度について、平成26年度予算措置を前提に、対象となる交付金等に係る所要の見直しを行う。
- (6) 金属鉱業等鉱害防止準備金制度の適用期限を2年延長する。
- (7) 特定災害防止準備金制度の適用期限を2年延長する。

〔廃止・縮減等〕

- (1) 相続財産に係る譲渡所得の課税の特例について、次の措置を講ずる。
- ① 相続財産である土地等を譲渡した場合の特例について、当該土地等を譲渡した場合に譲渡所得の金額の計算上、取得費に加算する金額を、その者が相続した全ての土地等に対応する相続税相当額から、その譲渡した土地等に対応する相続税相当額とする。
- ② 本特例について、次のとおり現行の取扱いを明確化する。
- イ 適用対象者の範囲に、非上場株式等についての贈与税の納税猶予の適用を受けていた個人で、当該非上場株式等の贈与者の死亡によって当該非上場株式等を相続により取得した者とみなされるものを加える。
- ロ 計算の基礎となる相続税額について、次のとおりとする。
- (イ) 農地等についての相続税の納税猶予等の規定の適用があった場合には、その適用後の相続税額とする。
- (ロ) 相続税の修正申告により相続税額が異動した場合には、当該修正申告後の相続税額とする。
- ハ 対象となる相続財産には、相続財産である土地等に係る換地処分により取得した土地等を含むこととする。
- ニ 対象となる相続財産の譲渡には、譲渡所得の基因となる不動産の貸付けを含むこととする。
- ホ 同一年中に複数の相続財産の譲渡をした場合において、譲渡所得の金額の計算上、取得費に加算する金額は、当該譲渡をした資産ごとに計算することとする。
- (注) 上記①の改正は、平成27年1月1日以後に開始する相続又は遺贈により取得した資産を譲渡する場合について適用する。
- (2) 次の準備金制度において、青色申告書の提出の承認を取り消された場合又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合の準備金の取崩し方法を2年均等取崩しから一括取崩しに見直すこととする。
- ① 金属鉱業等鉱害防止準備金
- ② 特定災害防止準備金
- ③ 特定船舶に係る特別修繕準備金
- ④ 探鉱準備金

- ⑤ 農業経営基盤強化準備金
- (3) 特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例について、適用対象から次の負担金等を除外する。
 - ① 特定の事業を営む者に対する信用の保証をするための業務（信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の営む業務を除く。）に係る基金に充てるための負担金
 - ② 水産動物の種苗の生産及び放流、その放流に係る水産動物の増殖による

<その他>

- (1) 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、国家公務員共済、地方公務員共済及び私立学校教職員共済について、次の措置を講ずる。
 - ① 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行の日（平成27年10月1日。以下「一元化法施行日」という。）前に給付事由が生じた退職共済年金等について、引き続き現行の退職共済年金等に係る税制上の措置を適用する。
 - ② 一元化法施行日以後に給付事由が生じる退職共済年金の職域加算額に相当する年金給付について、引き続き現行の退職共済年金に係る税制上の措置を適用する。
 - ③ 退職等年金給付について、次のとおりとする。
 - イ 拠出段階
組合員等の本人が拠出する掛金について、社会保険料控除を適用する。
 - ロ 給付段階
 - (イ) 受給権者が支給を受ける退職年金について、公的年金等控除を適用するとともに、一定額までの差押えを禁止する。
 - (ロ) 受給権者が支給を受ける有期退職年金に代わる一時金又は整理退職の場合の一時金について、退職手当等とみなすとともに、一定額までの差押えを禁止する。
 - ④ 一元化法施行日以後に給付事由が生じる恩給公務員期間等を有する者に支給される退職共済年金等について、次のとおりとする。
 - イ 退職共済年金について、公的年金等控除を適用するとともに、一定額までの差押えを禁止する。
 - ロ 障害共済年金を受ける者又は遺族共済年金を受ける遺族（妻に限る。）を障害者等に対する少額貯蓄非課税制度の対象者に加える。
 - ⑤ その他所要の措置を講ずる。
- (2) 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部改正により新たに支給されることとなる一時金について、次の措置を講ずる。
 - ① 特例退職共済年金、特例退職年金、特例減額退職年金又は特例通算退職年金に代えて支給される一時金について、次のとおりとする。
 - イ 退職手当等とみなす。
 - ロ 一定額までの差押えを禁止する財産に加える。
 - ② 特例遺族共済年金、特例遺族年金又は特例通算遺族年金に代えて支給される一時金について、次のとおりとする。
 - イ 個人住民税を課さないこととする。
 - ロ 地方税の滞納処分による差押えを禁止する。
- (3) 譲渡損失の他の所得との損益通算及び雑損控除を適用することができない生活に通常必要でない資産の範囲に、主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産（ゴルフ会員権等）を加える。
（注）上記の改正は、平成26年4月1日以後に行う資産の譲渡等について適用する。
- (4) 雑損控除の対象となる資産の損失金額について、その資産の時価（損失が生じた時の直前におけるその資産の価額）を基礎として計算する方法のほか、その資産の取得価額に基づく価額（その資産の取得価額から減価償却費累積額相当額を控除した金額）を基礎として計算する方法を加える。

(注) 上記の「減価償却費累積額相当額」とは、その取得から譲渡までの間に業務の用に供されていた期間のない資産の場合には、その資産の耐用年数の1.5倍の年数に対応する旧定額法の償却率により求めた1年当たりの減価償却費相当額にその資産の取得から譲渡までの期間の年数を乗じて計算した金額をいう。

(5) 企業型確定拠出年金の拠出限度額について、次のとおり引き上げる。

(現行) (改正案)

- | | | |
|---------------|-----------|-----------|
| ① 他の企業年金がない場合 | 月額5. 1万円 | 月額5. 5万円 |
| ② 他の企業年金がある場合 | 月額2. 55万円 | 月額2. 75万円 |

(6) 小規模企業共済法施行令の一部改正を前提に、小規模企業共済等掛金控除等の対象となる小規模企業者の範囲を、宿泊業又は娯楽業を営む者で、常時使用する従業員の数が20名以下(現行: 5名以下)のものに拡充する。

(7) 奄美群島振興開発特別措置法の期限の延長を前提に、独立行政法人奄美群島振興開発基金を引き続き公共法人等が支払を受ける利子等に係る非課税措置等の対象とする。

(8) 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構から独立行政法人地域医療機能推進機構への改組後も、引き続き公共法人等が支払を受ける利子等に係る非課税措置等の対象とする。

(9) 電気事業法の改正に伴い、広域的運営推進機関を公共法人等が支払を受ける利子等に係る非課税措置等の対象とする。

(10) 雇用保険法の改正を前提に、同法の失業等給付について、引き続き次の措置を講ずる。

- ① 個人住民税を課さないこととする。
- ② 地方税の滞納処分による差押えを禁止する。

(11) 母子及び寡婦福祉法の改正を前提に、同法の自立支援教育訓練給付金(仮称)及び高等職業訓練促進給付金(仮称)について、次の措置を講ずる。

- ① 個人住民税を課さないこととする。
- ② 地方税の滞納処分による差押えを禁止する。

(12) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の高等学校等就学支援金について、所要の法令改正を前提に、引き続き次の措置を講ずる。

- ① 個人住民税を課さないこととする。
- ② 地方税の滞納処分による差押えを禁止する。

(13) 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律の職業訓練受講給付金について、所要の法令改正を前提に、引き続き次の措置を講ずる。

- ① 個人住民税を課さないこととする。
- ② 地方税の滞納処分による差押えを禁止する。

(14) 新たなワクチン追加後の予防接種法の健康被害救済給付について、所要の法令改正を前提に、引き続き次の措置を講ずる。

- ① 個人住民税を課さないこととする。
- ② 地方税の滞納処分による差押えを禁止する。
- ③ 障害年金を受けている者又は遺族年金を受けている遺族(妻に限る。)を障害者等に対する少額貯蓄非課税制度の対象者とする。

(15) 児童扶養手当法の改正を前提に、児童扶養手当と公的年金給付の併給制限の見直し後の同法の児童扶養手当について、引き続き次の措置を講ずる。

- ① 個人住民税を課さないこととする。
- ② 地方税の滞納処分による差押えを禁止する。
- ③ 受給者である母を障害者等に対する少額貯蓄非課税制度の対象者とする。

(16) 難病の患者に対する医療等に関する法律(仮称)の制定及び児童福祉法の改正を前提に、難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による医療及び改正後の児童福祉法の規定による医療について、次の措置を講ずる。

- ① 難病及び小児慢性特定疾患の患者に対する医療費として支給される金品について、個人住民税を課さないこととする。
 - ② 難病及び小児慢性特定疾患の患者に対する医療費の支給を受ける権利について、地方税の滞納処分による差押えを禁止する。
 - ③ 社会保険診療報酬の所得計算の特例の適用対象となる社会保険診療の範囲に、これらの法律の規定による医療を加える。
- (17) 子ども・子育て支援法等の施行に伴い、次の措置を講ずる。
- ① 幼保連携型認定こども園を設置する学校法人又は社会福祉法人に対する寄附金について、幼稚園又は保育所に対する寄附金と同様に、指定寄附金及び特定公益増進法人に対する寄附金の対象とする。
 - ② 幼保連携型認定こども園における教育又は保育に対する助成を目的とする特定公益信託について、認定特定公益信託となる認定の対象とする。
- (18) 特定公益増進法人の範囲に、博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館の設置及び管理の業務を行う地方独立行政法人を加える。
- (19) 国庫補助金等の総収入金額不算入制度について、対象となる国庫補助金等の範囲に独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法に基づく助成金で水素利用技術研究開発事業（仮称）等に係るものを加える。
- (20) 金融商品取引法の改正により追加される情報伝達・取引推奨行為に対する課徴金等について、同法の他の課徴金と同様に必要経費に算入しないこととする。
- (21) 会社法の改正を前提に、みなし配当の額が生ずる事由となる自己の株式の取得について、その範囲から株式の併合に反対する株主からのその併合により端数となる株式の買取請求に基づく取得を除くこととする。

<検討事項>

- (1) 県費負担教職員制度の見直しに係る財政措置として、個人住民税所得割2%の税源移譲について指定都市所在道府県及び指定都市の間で合意されたことを踏まえ、県費負担教職員の給与負担事務の移譲とあわせて税源移譲を行うこととし、具体的な措置の検討を行う。
- (2) 年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意して、年金制度改革の方向性も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。
- (3) 医療費控除については、長らく基本的な制度変更は行われておらず、その間の医療費の増大や医療・医薬品を取り巻く環境変化、当該控除に係る執行面の実情等を踏まえ、公正な課税を確保するため、対象となる医療費の範囲や適用下限額の見直し、適正な執行の確保等について、そのあり方を総合的に検討する。
- (4) NISAについては、投資家のすそ野を広げ、経済成長に必要な成長資金の供給を拡大する観点から、措置の実績や効果の検証等を踏まえ、引き続き検討する。デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、意図的な租税回避の防止に十分留意し、引き続き検討する。
- (5) 寄附金税制については、これまでの制度拡充の効果等を踏まえ、所得控除による対応を基本としている所得税において税額控除を適用する場合の対象範囲等についての考え方や、控除の選択制の適否を含めた控除方式のあり方等について、主要国の制度も参考にしつつ総合的に検討し、早期に具体的な結論を得る。
- (6) 寡婦控除については、家族のあり方にも関わる事柄であることや他の控除との関係にも留意しつつ、制度の趣旨も踏まえながら、所得税の諸控除のあり方の議論の中で検討を行う。

臨時福祉給付金（簡素な給付措置）

消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について（抄）

（平成25年10月1日
閣議決定）

4. 消費税率引上げにあたっての対応

（4）簡素な給付措置

消費税率の引上げに際し、低所得者に与える負担の影響に鑑み、一体改革の枠組みの中で講じる社会保障の充実のための措置と併せ、低所得者に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として、別紙1のとおり、総額約3,000億円の給付措置を行う。

（別紙1）簡素な給付措置

税制抜本改革法第7条第1号ハの規定に基づき暫定的・臨時的措置として実施する簡素な給付措置について、消費税率が8%である期間における具体的な内容を、下記のとおりとする。

（1）給付対象者

市町村民税（均等割）が課税されていない者（市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等を除く）

（注）生活保護制度内で対応される被保護者等は対象としない。

（2）給付額

給付対象者一人につき、1万円（1年半分を1回の手続で支給）

（3）加算

（1）の給付対象者のうち、以下のいずれかに該当する者には、26年4月の年金の特例水準解消等を考慮し、一人につき5千円を加算

- ・ 老齢基礎年金（65歳以上）、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給者等
- ・ 児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律（平成17年法律第9号）の対象となる手当（児童扶養手当、特別障害者手当等）の受給者等

（4）実施方法

給付対象者からの申請に基づき、市町村（特別区を含む。）の協力を得て実施する。また、都道府県に対しても、市町村の円滑な執行の支援について協力を求める。具体的には、地方と協議を行い、決定する。

国は、簡素な給付措置の実施に要する費用について負担するほか、市町村の事務負担に配慮し、必要な協力を行う。

実施方法は、事務・費用の両面でできる限り簡素で効率的なものとする。

（5）その他

この閣議決定に定めるもののほか、本措置の実施業務につき必要な事項は、厚生労働大臣が別に定める。

※給付金の名称は、臨時福祉給付金で決定（「好循環のための経済対策」について 平成25年12月5日閣議決定）

輕自動車稅關係

平成26年度与党税制改正大綱（抄）

平成25年12月12日
自由民主党・公明党

第一 平成26年度税制改正の基本的考え方

2 税制抜本改革の着実な実施

(1) 車体課税の見直し

税制抜本改革法第7条第1号力の規定及び平成25年度与党税制改正大綱、さらには、「民間投資活性化等のための税制改正大綱」を踏まえ、経済情勢に配慮する観点から、消費税率引上げの前後における駆け込み需要及び反動減の緩和も視野に入れ、国、地方を通じ、車体課税について、以下のように見直すこととする。

- ① 自動車取得税については、消費税率8%への引上げ時において、平成22年度燃費基準を満たした自動車等の取得に係る税率を引き下げることとし、自家用自動車については5%から3%、営業用自動車及び軽自動車については3%から2%にそれぞれ引き下げるとともに、平成26年度までの措置であるエコカー減税の軽減率を拡充する。エコカー減税については、平成27年度税制改正において基準の切替えと重点化を図る。

自動車取得税は、消費税率10%への引上げ時（平成27年10月予定）に廃止する。そのための法制上の措置は、消費税率10%段階における他の車体課税に係る措置と併せて講ずる。

- ② 自動車税については、平成25年度末で期限切れを迎える「グリーン化特例」について、対象車種にクリーンディーゼル車を追加する等の基準の切替えと重点化、拡充を行った上で2年間延長する。

また、消費税率10%段階において、平成25年度与党税制改正大綱を踏まえ、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税（環境性能割）を、自動車税の取得時の課税として実施することとし、平成27年度税制改正で具体的な結論を得る。

その大要は、以下のとおりとする。

イ 課税標準は取得価額を基本とし、控除及び免税点のあり方等について併せて検討する。税率は、省エネ法に基づく燃費基準値の達成度に応じて、0～3%の間で変動する仕組みとする。具体的な燃費基準値達成度の税率への反映方法等については、省エネ法に基づく平成32年度燃費基準への円滑な移行を視野に入れて検討を行う。

ロ 環境性能課税の税収規模は、平均使用年数を考慮した期間において、他に確保した安定的な財源と合わせて、地方財政へは影響を及ぼさない規模を確保するものとする。

ハ 自動車税（排気量割）のグリーン化特例については、環境性能割の導入時に、環境性能割を補完する趣旨を明確化し、環境性能割非課税の自動車に対象を重点化した上で、軽課を強化する。

ニ 環境性能課税及びグリーン化特例の制度設計に当たっては、幅広い関係者の意見を聴取しつつ、技術開発の動向等も踏まえて、一層のグリーン化機能が発揮されるものとなるよう、検討するものとする。

- ③ 軽自動車税については、平成27年度以降に新たに取得される四輪車等の税率を、自家用乗用車にあつては1.5倍に、その他の区分の車両にあつては農業者や中小企業者等の負担を考慮し約1.25倍にそれぞれ引き上げる。

また、軽自動車税においてもグリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した四輪車等について、平成28年度から約20%の重課を行うこととし、併せて軽課についても検討を行うこととする。二輪車等については、税率を約1.5倍に引き上げた上で、2,000円未満の税率を2,000円に引き上げる。

軽自動車税の見直し（案）

○ 原付（第444条第1項第1号）、軽二輪（第2号）及び小型二輪（第3号）

平成27年度分から、標準税率を約1.5倍（最低2,000円）に引上げ。

車種区分		標準税率	
		現行	改正案
原付	50cc以下	1,000 円	2,000 円
	50cc超90cc以下	1,200 円	2,000 円
	90cc超125cc以下	1,600 円	2,400 円
	ミニカー	2,500 円	3,700 円
軽二輪(125cc超250cc以下)		2,400 円	3,600 円
小型二輪(250cc超)		4,000 円	6,000 円

○ 軽自動車及び小型特殊自動車（第2号）

① 平成27年度分から、軽四輪車等（三輪以上の軽自動車）及び小型特殊自動車の標準税率を、自家用乗用車にあつては1.5倍、その他の区分の車両にあつては約1.25倍に引上げ。

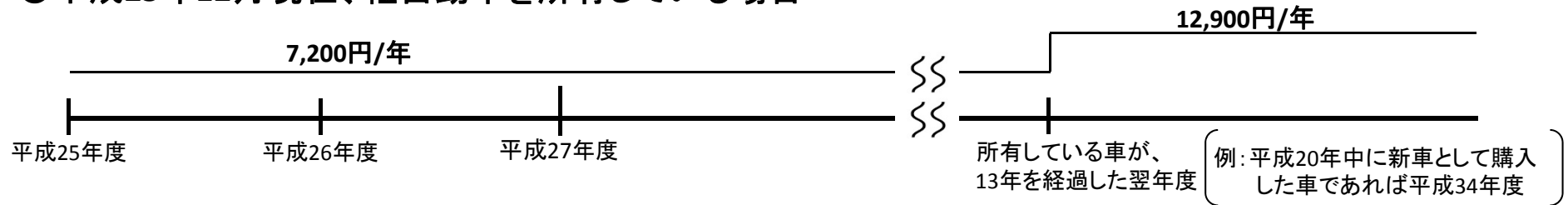
※ 軽四輪車等については、平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから新税率を適用（平成26年度までに最初の新規検査を受けたものについては現行の標準税率のまま）。

② 平成28年度分から、最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車等について、標準税率の概ね20%の重課を導入。

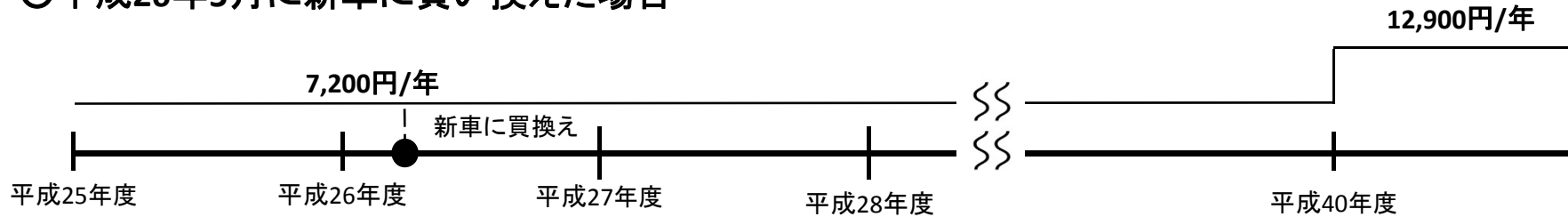
車種区分			標準税率		重課税率(②)
			現行	改正案(①)	
三輪			3,100 円	3,900 円	4,600 円
四輪 以上	乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
	貨物用	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
		営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
二輪(再掲)			2,400 円	3,600 円	—

軽自動車税の税負担の変化（自家用・乗用の例）

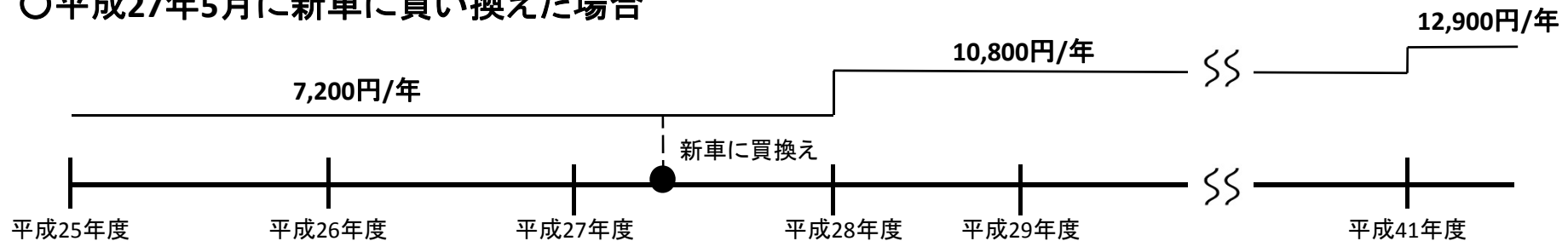
○平成25年12月現在、軽自動車を所有している場合



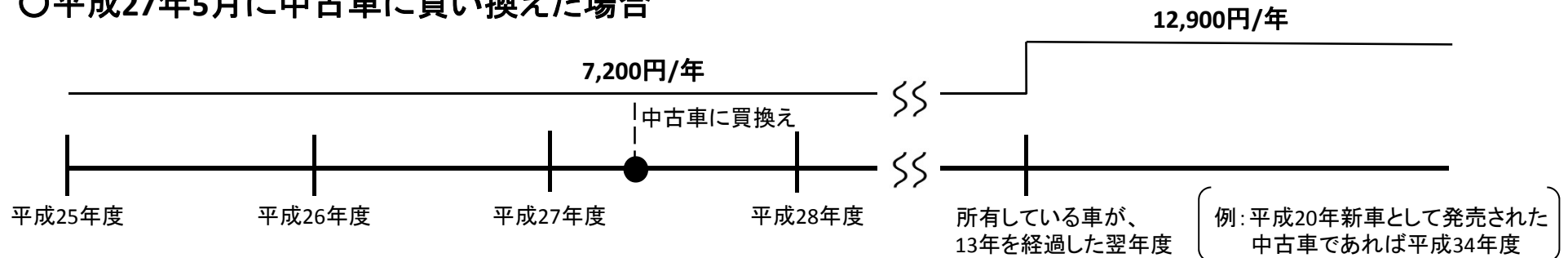
○平成26年5月に新車に買い換えた場合



○平成27年5月に新車に買い換えた場合



○平成27年5月に中古車に買い換えた場合



小型特殊自動車について

1. 概要

○特殊自動車であって、以下のもの。

- ①「農耕作業用」の特殊自動車のうち、最高速度35km毎時未満のもの（課税台数：181万台）
- ②「その他」の特殊自動車のうち、最高速度15km毎時以下のもので、次の規格であるもの（課税台数：28万台）
 - (1)長さ：4.70m以下 (2)幅：1.70m以下 (3)高さ2.80m以下

農耕作業用のもの	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機 等
その他	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、フォーク・リフト 等

※①、②以外の特殊自動車は大型特殊自動車となり、事業の用に供しているものは固定資産税の課税対象となる。

2. 課税関係

- ① 小型特殊自動車の標準税率は、地方税法第444条第1項第2号において「軽自動車及び小型特殊自動車」として一括して規定。
- ② 同条第3項において、同条第1項第2号の区分により難いものについては、地方団体における条例において税率を定めることができる旨規定。
→ ほとんどの市町村が旧条例準則に規定されていた税率（農耕作業用自動車：1,600円、その他のもの：4,700円）を参考に、条例において税率を設定。

3. 平成26年度改正における対応

- ・ 小型特殊自動車の税率について、農耕作業用のもの、その他のもの等に区分して軽自動車とは別に税率を定めている市町村にあつては、改正後の軽自動車税の税率と均衡を失しないようそれぞれの区分に応じて適切な見直しを行う必要がある。

国民健康保険税関係

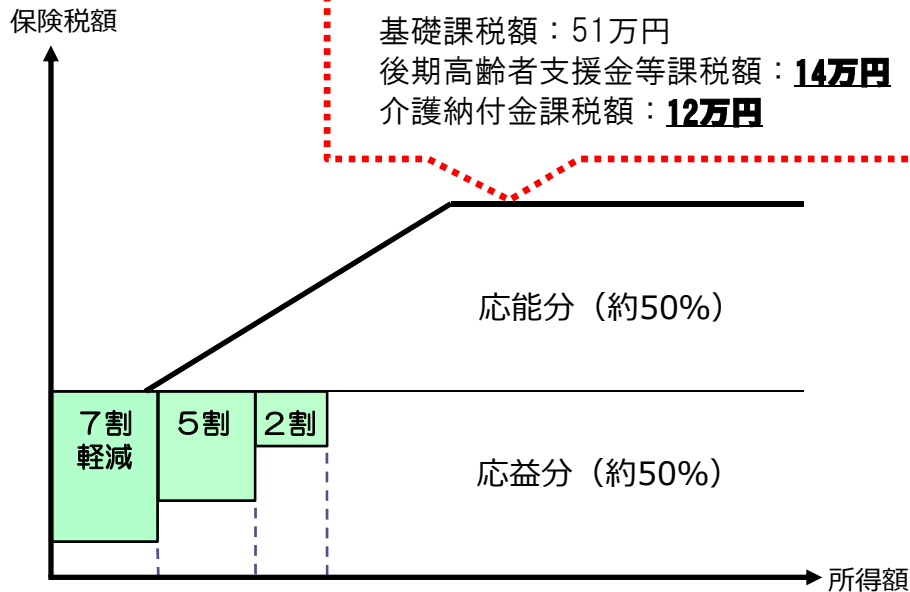
平成26年度改正の主な内容(国民健康保険税)

- 国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を16万円（現行14万円）に、介護納付金課税額に係る課税限度額を14万円（現行12万円）に引き上げる。
（地方税法施行令の改正）
- 国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に世帯主を含め、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を45万円（現行35万円）に引き上げる。（地方税法施行令の改正）
- 旧老人保健制度における拠出金に係る費用を国民健康保険税の標準基礎課税総額に含めて徴収することとする経過措置について、その適用期限を3年延長する。（健康保険法施行令等の一部を改正する政令の改正）

国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る保険税軽減の拡充

改正内容

<現行>



■ 軽減判定所得（現行）

7割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)

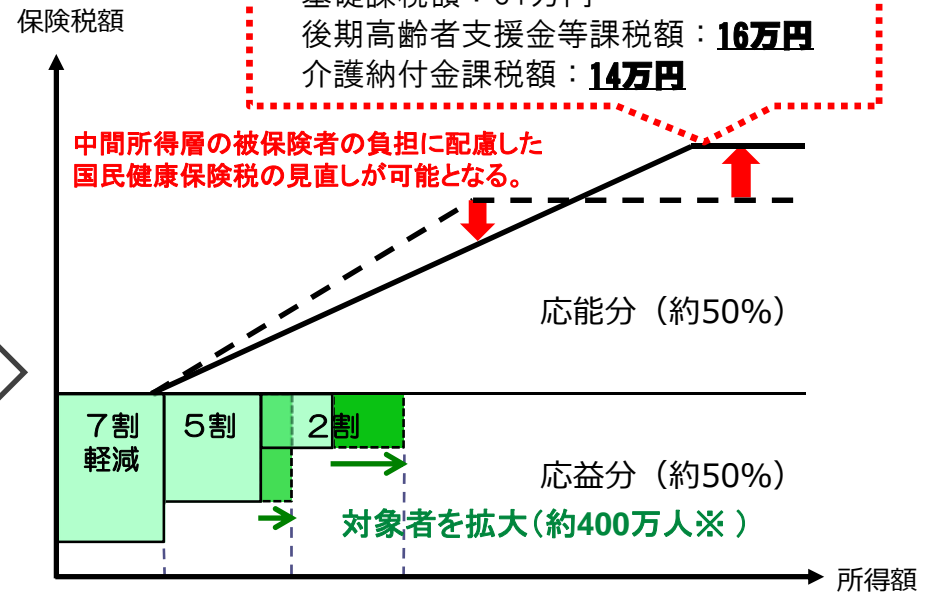
5割軽減基準額

＝基礎控除額(33万円)
 ＋24.5万円×(世帯主を除く被保険者数＋特定同一世帯所属者数)

2割軽減基準額

＝基礎控除額(33万円)
 ＋35万円×(被保険者数＋特定同一世帯所属者数)

<改正後>



② 5割軽減・2割軽減の基準額を見直す

■ 軽減判定所得（改正後）

5割軽減基準額

＝基礎控除額(33万円)
 ＋24.5万円×(被保険者数＋特定同一世帯所属者数)

2割軽減基準額

＝基礎控除額(33万円)
 ＋45万円×(被保険者数＋特定同一世帯所属者数)

※国民健康保険料の軽減拡大と合わせた人数

事業所税関係

平成26年度改正の主な内容(事業所税)

非課税措置関係

- 認定こども園の用に供する施設に係る事業所税について、非課税とする措置を講ずる。
- 小規模保育事業の用に供する施設に係る事業所税について、非課税とする措置を講ずる。
- 社会福祉事業の用に供する施設に係る事業所税の非課税措置について、対象に病児保育事業及び子育て援助活動支援事業の用に供する施設を加える。
- 電気事業法の改正に伴い設立される広域的運営推進機関の行う収益事業以外の事業に係る事業所税について、非課税とする措置を講ずる。
- マンションの建替えの円滑化等に関する法律の改正に伴い、マンション敷地売却組合（仮称）の行う収益事業以外の事業に係る事業所税について、非課税とする措置を講ずる。
- 消防法施行令の改正に伴い新たに消防用設備等の設置が義務付けられる事業所等について、当該消防用設備等に対する資産割に係る事業所税の非課税措置を講ずる。
- 母子及び寡婦福祉法等の改正に伴い、改称後の母子・父子福祉施設（仮称）等に係る事業所税について、引き続き非課税とする措置を講ずる。
- 外国公益法人等が平成25年11月30日までに開始する事業年度分の事業所税に係る当該外国公益法人等を公益法人等とみなす措置について、適用期限の到来をもって廃止する。

課税標準の特例措置関係

- 沖縄振興特別措置法の改正に伴い、次の措置を講ずる。
 - ① 産業高度化・事業革新促進地域における一定の産業の事業の用に供する施設に対する資産割に係る事業所税の課税標準の特例措置について、当該施設に設置される機械装置及び器具備品の取得価額要件に関し、機械装置及び器具備品の範囲に開発研究用器具備品を加える。
(注) 開発研究用器具備品を加える措置の対象となる事業は、製造業、自然科学研究所及び研究開発支援検査分析業等とする。
 - ② 国際物流拠点産業集積地域における一定の産業の事業の用に供する施設に対する資産割に係る事業所税の課税標準の特例措置について、対象となる事業に航空機整備業を加える。
- 特定農産加工業経営改善臨時措置法の改正に伴い、同法に規定する承認計画に基づき特定農産加工業者等が事業の用に供する一定の施設に対する資産割に係る事業所税の課税標準の特例措置の適用期限を1年9月（個人の事業については2年）延長する。